

「春日出中学校 学校安心ルール」

<基本的な考え方>

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと	・嘘をつかない ・ルールを守る ・人に親切にする ・学習する				
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物を勝手に使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物を勝手に使う	・その場で注意 ・場合によっては家庭連絡 ・個別指導 ・自己を振り返る活動
第2段階	・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をす る ・授業をさぼり校内でたむろす る	・仲間はずれにする ・悪口、かけ口を言う ・こわがるようなことをしたり 言ったりする ・いじめ	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・賭けごとをする ・スマホ、ネット上での非社会 的行為 ・性的な事象	・その場で注意 ・家庭連絡 ・複数の教職員による個別指導 ・数日間の自己を振り返る活動 ・関係諸機関（警察等）との協力指導
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじやまやカンニング を繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろす る	・嫌がることを無理やりさせる ・暴力をふるう（プロレス技を かけるなども） ・物を故意にこわしたり、すて たりする ・犯罪行為に相当し得るいじめ	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり 言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかる などの暴力をふるう	・万引きやバイクの無免許運 転・飲酒・喫煙など法律に違 反するようなこと ・スマホ、ネット上での犯罪行 為 ・性的犯罪行為	・家庭連絡 ・一定期間の別室における個別指導及び学 習指導 ・関係諸機関（警察・こども相談センター） と連携した指導、捜査。 ・状況によっては個別指導教室を活用した 指導
	第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。				

<ルール表における留意点>

- ※この「学校安心ルール」の内容は、教育振興基本計画に示している学校の安心・安全のためのスタンダードモデルです。このスタンダードモデルをもとに学校の実情に応じた運用をしていきます。
- ※生徒ひとりひとりの状況等も十分にふまえ、対応について判断します。
- ※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応することができます。
- ※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。
- ※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）